

令和6年度実施
鹿児島市職員選考試験案内

鹿児島市総務局総務部人事課

育休任期付職員
(管理栄養士)
受付期間

[持参・郵送]

令和6年5月1日(水)から同年5月17日(金)まで

◆育休任期付職員とは

- ・育休任期付職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用する職員です。
- ・育休任期付職員は、任期の定めがあることと育児休業及び配偶者同行休業を取得できないことを除き、勤務条件（勤務時間、休暇、サービス、分限等）について、一般の職員（任期の定めのない職員）と変わりはありません。

《選考試験に関する問い合わせ先》

鹿児島市人事課人事研修係

〒892-8677

鹿児島市山下町1-1番1号 鹿児島市役所本館2階

TEL 099-216-1137

メールアドレス jin-jinji@city.kagoshima.lg.jp

ホームページURL

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/jinji/shise/saiyo/saiyo.html>

※ 右の二次元コードをスマートフォンで読み取ると市ホームページ（『職員採用試験情報』）へアクセスできます。



1 試験区分・採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
育休任期付職員（管理栄養士）	2名程度	保健所、各保健センター、教育委員会、市立病院等で管理栄養士の業務に従事します。

2 任用期間（予定）

採用日から令和7年3月31日まで。

上記の任期が職員の育児休業期間より短い場合は、職員の育児休業期間を限度として任期を更新する場合があります。

※ 任期付職員から任期の定めのない職員への切換えはありません。

3 受験資格

(1) 受験資格については、試験区分の受験資格欄に定めてあるとおりとし、①及び②の両方の要件を満たさなければならないものとする。

試験区分	受験資格
育休任期付職員 （管理栄養士）	① 昭和39年4月2日以降に生まれた者 ② 管理栄養士の免許を有する者

(2) 前記の受験資格にかかわらず、次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

試験の内容		
第1次試験	書類選考	応募書類の記載内容により、受験資格、経歴等について審査を行います。
第2次試験	面接試験	主として人物について、面接試験を行います。

※ 最終合格者は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の結果は反映されません。

5 試験の日時、場所及び合格者発表

	日時	場所	合格者発表
第1次試験	書類選考		令和6年5月24日（金）午後3時 鹿児島市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 ※ URLは表紙に記載
第2次試験	令和6年5月下旬～ 同年6月上旬 詳細は、第1次試験の合格者に電子メール（申込時に記入したメールアドレス宛て）で通知します。	鹿児島市 詳細は、第1次試験の合格者に電子メール（申込時に記入したメールアドレス宛て）で通知します。	令和6年6月上旬 合否の結果は、第2次試験の受験者全員に郵送で通知します。

6 試験結果の本人への提供

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で提供を申し出ることができます。（下表参照）

試験	申出ができる人	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	全受験者	総合得点、合格	合格発表日から	鹿児島市人事課
第2次試験	第2次試験不合格者	最低点及び順位	起算して1か月間	（市役所本館2階）

申出をする場合は、必ず受験者本人（代理は認めません。）が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参し、鹿児島市人事課へお越しく下さい。電話、はがき等による申出では提供できません。

受付時間は、提供期間内の午前8時30分から（合格発表当日は午後4時から）午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び休日は受け付けておりません。

7 合格から採用まで

最終合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登載し、必要に応じて採用します。候補者名簿の有効期間は最終合格の日から3年間です。

また、一度採用され任期満了となった場合でも、名簿の有効期間内であれば再度採用されることがあります。その場合の任期は育児休業を取得する職員の育児休業期間を限度として採用時に決定します。

8 給与

給与については、給料及び諸手当が支給されます。次表の初任給は、令和6年4月1日現在の短大卒の標準的なものであり、これに加えて民間企業等の職歴等を勘案し、初任給に反映する場合があります。

試験区分	初任給※	諸手当
育休任期付職員 （管理栄養士）	181,800円	住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※大学卒の場合は196,200円です。

9 受験手続及び受付期間

持参又は郵送で申し込んでください。

なお、受験のために提出された書類は返却しません。

(1) 提出書類

ア 受験申込書①・受験票

※ 申込日前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向（縦4cm、横3cm）の写真をそれぞれに貼ること。

イ 受験申込書②

ウ 免許を有することを証明するものの写し 1通

(2) 提出先 鹿児島市人事課

〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号

(3) 郵送で申し込むときは、封筒の表に「育休任期付職員（管理栄養士）選考試験受験申込書在中」と朱書きし、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（23cm×12cm程度）を必ず同封してください。

(4) 受験申込みの受付期間及び受付時間

受付期間 令和6年5月1日（水）から同年5月17日（金）まで

（ただし、持参の場合は、休日、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 郵送の場合は、令和6年5月17日（金）までの消印のあるもの限り受け付けます。